

第4章 第三者評価 評価者等啓発企画委員会

活動について

1. 今年の活動方針・啓発活動・成果等のまとめ
2. 組織的な啓発活動
3. アンケート調査結果と解説

第4章 第三者評価 評価者等啓発企画委員会活動について

1. 今年の活動方針・啓発活動・成果等のまとめ

1) 活動方針(内容について達成するための目的と方法)

自動車整備大学校・整備専門学校として独自の評価機関を設置し第三者評価を行うためには、相当数の評価員の養成が不可欠であると判断し、まずは職業実践専門学校課程の認定校を対象に研修会を実施した。

次に昨年度実証実験で使用した JAMCA 自動車整備士養成分野における第三者評価基準一覧表(チェックリスト)の設問や内容が適切かどうか、その他意見等の収集のため、学校関係者、企業関係者等にアンケート調査を実施することで、より精度の高い評価基準表を作成し成果の期待できる第三者評価の実現を目指す。

2) 成果等のまとめ

職業実践専門課程の認定専門学校は質の保証・向上に資するために自ら率先して第三者評価を受審することが望ましいと考える。そして職業教育における分野別評価の必要性は高く、学修成果の視点から見ると分野独自の審査機関が最適である。

今回、独自の審査機関を想定し多くの評価員が必要と推測したので評価員養成研修会を実施、その研修内容については参加者のアンケート結果より高い評価を得ることができた。同時に機会あれば継続しての実施も望んでいた参加者も多数いた。

次に職業実践専門課程とは、企業等と密接に連携して最新の実務の知識・技術・技能を身に付けられる実践的な職業教育に取り組むことと示されている。

そして、実際に我々が第三者評価実証実験で使用している JAMCA 自動車整備士養成分野における第三者評価基準一覧表(チェックリスト)が企業等にとっても適切なものとなっているか否かの認識・理解度の調査を実施した。その結果、約50%~60%が各評価についてほぼ理解していたが、約半数弱についてはまだ理解していなかったことは今後の課題であり、もっと積極的な活動の必要性を感じた。同時に多くの意見や情報を収集することができたので、一部改善等の追加・削除・修正などを施し、より良い成果を期待できる第三者評価基準一覧表に改善したい。

なお、一連の活動は分野全体が一丸となって取り組むことにより、社会的認知の向上にもつながる。

2. 組織的な啓発活動

第三者評価導入に関する前提条件として、職業実践専門学校課程の認定がある。現在、教育の質を担保するため自己評価や学校関係者評価が実施され情報を公開しているが、これらの活動は内部評価が中心であり、社会的認知には至っていないのが現状である。自動車整備士養成校として社会から負託された目的を実現するためには自らの活動を常に成長させるため、質を維持しつつ更なる向上を目指さなければならない。そのためには全体がレベルアップすることが不可欠であり、それを証明するためには、より多くの学校が職業実践専門学校課程の認定を受け、巣立ってゆく学生の成長を保証することである。その目標達成のためには引き続き組織的な活動を推進して行かなければならない。そして次のステップとして行う活動が第三者の評価による社会的認知の向上である。

第三者評価は学校から独立した第三者の評価であり、今や職業高等教育に携わっている学校に求められているテーマでもある。今後、社会の期待が増々高まっている中で、自らがその教育の内容を広く開示し、その質を問うべき時代が到来している。その実現のためには多くの学校が質保証を認知されるためにも第三者評価の導入に向けて積極的な活動を行っていかなければならない。

自動車整備専門学校における第三者評価員養成研修会の実施

開催日時：平成 28 年 10 月 18 日（水） 午後 1 時 30～午後 5 時 00 分

場 所：東京テクニカルカレッジ テラハウス

出席者：29 校 39 名

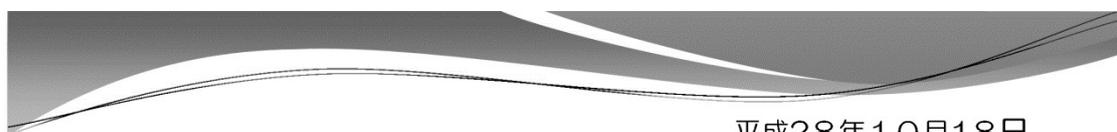
- 研修内容：1. 第三者評価の概要について
2. 第三者評価項目（チェックリスト）の活用方法及び基本的評価技法について
3. 第三者評価員としての実践研修
4. 受講者へのアンケート実施

研修会総評

昨年実施した事業において今後の課題の一つに第三者評価委員の養成があった。これまで各自動車大学校や整備専門学校は自己点検評価や学校関係者評価には日々関わって来たが「第三者評価」に対する理解にはあまり関心がなかった。従って、これまでの勉強会等では試行錯誤の繰り返しであり、実際に評価を行うことには一抹の不安を持って対応せざるを得ない状態であった。また活動を通じ評価員数の増員についても活動を推進するためには急務であることも認識した。

今年の事業ではその課題解決策として評価者となる多くの委員の質と数の養成を行う取り組みとして、リーダー研修を実施し指導者の養成を行い、その指導者を中心に今回の第三者評価員養成研修会を実施した。内容は次第の通り講義では第三者評価の概要説明と第三者評価チェックリストの活用方法などの説明を行い、後半では第三者評価員としての実践研修を実施した。参加者の大半は初めての試みであり不安な気持ちで参加していたが、実際に受講しての感想は多くの受講者から好評であった。是非、この成果を多くの職員や関係者にフィードバックして自校の教育活動に反映していただくことを期待する。

研修会資料－「第三者評価の概要について」



平成28年10月18日

平成28年度「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進」事業
「職業実践専門課程」の各認定要件等に関する先進的取組の推進

自動車整備専門学校における 第三者評価 評価員養成研修会

第三者評価の概要について

多様化する教育体制の中での共通課題は、社会的ニーズに応え社会の理解を得られるための教育の質の保証や、職業実践的な能力を持った若者を輩出し、自動車産業界の発展に寄与するための教育力の向上です

そのための質保証・向上の取り組みには、以前にも増して自動車大学校・整備専門学校としての特性を活かした第三者評価が必要となります

1. 専修学校の学校評価の歴史

- 自己点検評価・結果公表の努力義務（2002年）
- 自己評価の実施、結果公表の義務化（2007年）
- 学校関係者評価（保護者、地域住民等の学校関係者による評価）の努力義務（2007年）
- 学校関係者評価が「職業実践専門課程」の認定要件（2014年）

平成25年度
13校 26%



平成26年度
22校 44%



平成27年度
31校 62%

(JAMCA会員校50校)

- 第三者評価の推奨

昨年のアンケートでは35校中、27校が必要性を感じていた。

2. 第三者評価の目的

1. 自動車大学校・自動車整備専門学校¹の教育の質・内容の向上

毎年実施している自己点検評価によって、学校運営・教育活動等の改善を行ない、質の保証・向上に努め、その公表により外部の評価を現在受けている。それに加えて、透明性・客観性の高い第三者評価を定期的²に受審することにより学校運営及び教育成果の質の保証を担保

2. 自動車大学校・自動車整備専門学校¹の社会的認知の向上

第三者評価の評価結果は公表され、自動車整備技術者としての教育の質及び特徴が社会的認知を受け、同時に学校の教育内容や特徴ある取り組みなど説明責任を果たし、高等教育機関としての信頼を獲得し社会的地位を確保する

3. 自動車大学校・自動車整備専門学校¹選択への優位性向上

第三者評価により学校運営・教育活動の質・水準・内容が明確になり、自動車大学校・自動車整備専門学校¹の選択や高等学校における進路指導の利便性が向上

3. 第三者評価の内容と体制について

JAMCAの目指す教育の質向上に向け、実施校が拡大・浸透できる持続可能な評価体制を目指す

独自の評価機構の設置

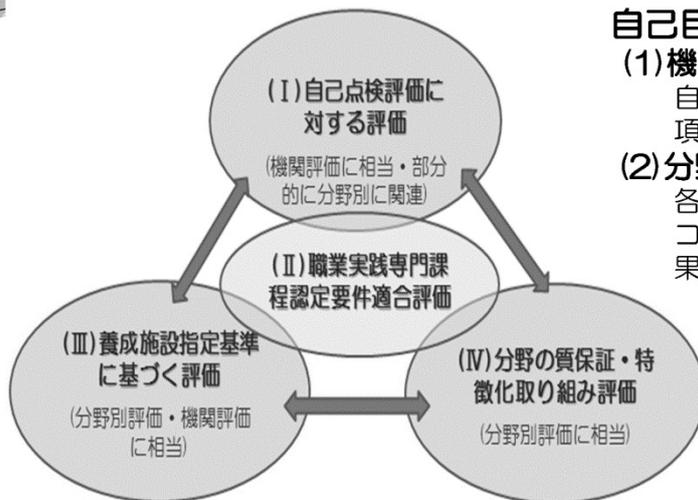
JAMCAとして自動車整備業界に対する質の高い卒業生を輩出するため、企業連携、国交省との連携を深め特徴ある第三者評価を実施するためには、業界に精通した評価者や独自の評価内容やシステムを構築する必要があり、独自の評価機構を設置することです



調査委員体制と評価者訓練

直接的に評価に関わる調査委員の体制は、運営コストの軽減を図るため、JAMCA会員校から選出したメンバーで構成し、評価者訓練を含めJAMCAを中心とした相互の協力体制を構築して行く

JAMCA第三者評価項目の構成(改)



自己目標の設定

(1) 機関別評価

自己点検評価項目の共通指標を項目別に整理し、段階的な評価

(2) 分野別評価

各学校(課程)の目指す基本的なコンセプトに沿った仕組みと成果を評価する

第三者評価こそ、各学校の個性ある教育方針・目標に沿った各施策取り組みの成果を外部から評価すべきものであり、また公開することで教育の質保証に対する水準が向上するものと考えます

平成28年度「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進」事業
第三者評価員養成研修会

第三者評価項目（チェックリスト）
の活用方法および
基本的評価技法について

平成28年10月18日（火）
学校法人 小山学園
専門学校 東京工科自動車大学校
佐藤 康夫

1

1. JAMCA文科省事業の取り組み(平成26年度より)

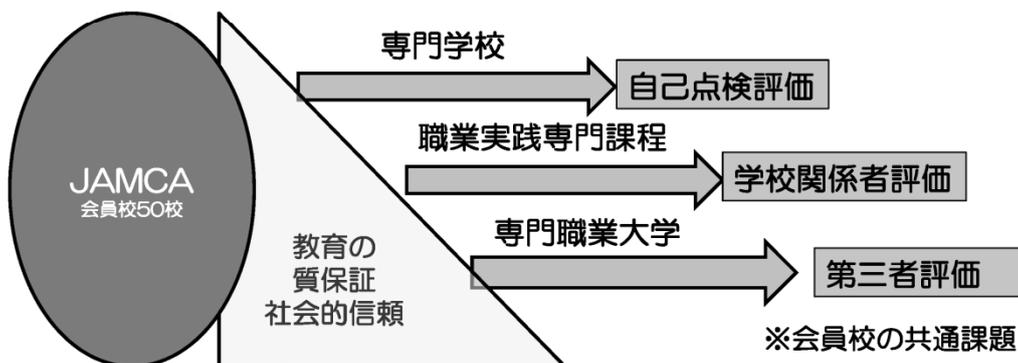
(1) 活動の目的

「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進」事業

「職業実践専門課程」の各認定要件等に関する先進的取組の推進

職業実践専門課程がスタートし、今後専門学校の質の保証・向上のためには、各業界に適した専門学校評価が望まれる。

国・自動車業界との連携をはかり、自動車大学校・整備専門学校にとっての第三者評価の必要性、有効な第三者評価について検討することを目的とする。



2

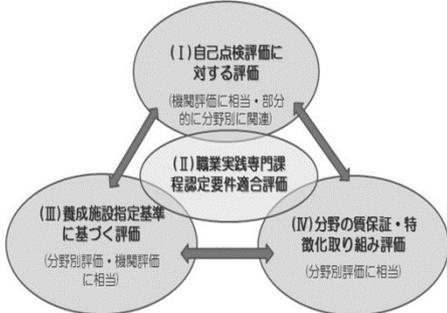
2. JAMCA第三者評価の構成と評価項目

(1) JAMCA第三者評価項目の考え方

- ① 現在の自己点検評価項目に分野別専門教育に関わる内容を混在させず区別する。
- ② 自動車整備士の養成施設基準(国土交通省)について認定基準として捉え、別項目で扱う。
- ③ 教育の質保証や、教育の成果向上について、各学校の特徴を自ら公表し、それを評価するものとする。

※職業実践専門課程の認定要件の適合評価を含め4つの柱とする。

JAMCA第三者評価項目の構成(改)



(2) 評価の項目と観点

- (I) 文科省および私立学校等評価研究機構等の自己点検評価項目に基づき実施された各校の自己評価内容について第三者として客観的に評価を行う。(機関評価・一部分別評価)
- (II) 職業実践専門課程認定要件への適合を第三者として評価する。(機関評価)
- (III) 国土交通省自動車整備士一種養成施設指定基準に基づく評価(分野別機関評価)
- (IV) 自動車整備士分野の教育の質保証・特徴化に向けた取り組み内容の評価(分野別評価)

※職業教育における「内部質保証および成果向上」の取り組みについてその価値を評価する。
⇒公表により全体の教育力・質向上に繋げる

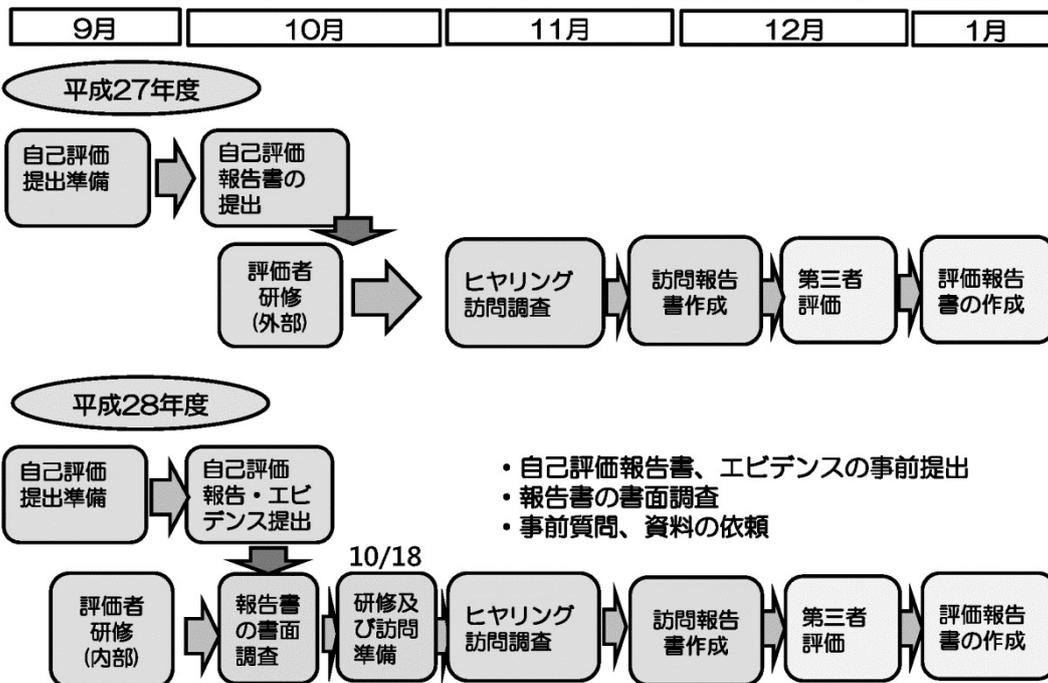
3. JAMCA 第三者評価項目 I

JAMCA 自動車整備士養成分野における第三者評価基準一覧表(128改訂項目)						2016.9.6 資料①				
I	自己点検評価に対する評価(機関評価に相当・部分的に分野別に関連)	NO.	大項目	NO.	中項目(注)内容(注2)	コード	NO.	中項目(注)内容(注2)	エビデンス・資料	評価の観点
1	新制度等・自校・専任人材等	1	新制度等・自校・専任人材等	1-1	専任・自校・専任人材等が確保されている。	1-1	1	専任・自校・専任人材等が確保されている。	H27自己点検評価に基づく評価	H27自己点検評価に基づく評価
		2	学校の特色	1-1-2	専任人材等が専門分野に関連する専門分野に属している。	1-1-2	2	専任人材等が専門分野に関連する専門分野に属している。	H27自己点検評価に基づく評価	
		3	学校の沿革	1-1-3	学校の沿革が専門分野に関連している。	1-1-3	3	学校の沿革が専門分野に関連している。	H27自己点検評価に基づく評価	
2	学校運営	1	運営方針・事業計画	1-2	教育事業を遂行するための運営方針が事業計画に盛り込まれている。	1-2	1	教育事業を遂行するための運営方針が事業計画に盛り込まれている。	H27自己点検評価に基づく評価	H27自己点検評価に基づく評価
		2	事業計画	1-2-2	教育事業の遂行に必要となる資源が確保されている。	1-2-2	2	教育事業の遂行に必要となる資源が確保されている。	H27自己点検評価に基づく評価	
		3	人事・給与制度	1-2-3	人事・給与に関する制度が整備されている。	1-2-3	3	人事・給与に関する制度が整備されている。	H27自己点検評価に基づく評価	
3	教育活動	1	教育方針	1-3	教育方針が、教育目標・教育内容・教育方法を規定している。	1-3	1	教育方針が、教育目標・教育内容・教育方法を規定している。	H27自己点検評価に基づく評価	H27自己点検評価に基づく評価
		2	教育方針・評価等	1-3-2	教育目標・目標に合った教育課程が実施されている。	1-3-2	2	教育目標・目標に合った教育課程が実施されている。	H27自己点検評価に基づく評価	
		3	成績評価・単位認定等	1-3-3	成績評価・単位認定基準が明確化し、適切に運用されている。	1-3-3	3	成績評価・単位認定基準が明確化し、適切に運用されている。	H27自己点検評価に基づく評価	
		4	評価・内部評価の推進体制	1-3-4	評価・内部評価の体制が整備されている。	1-3-4	4	評価・内部評価の体制が整備されている。	H27自己点検評価に基づく評価	
		5	評価・改善	1-3-5	評価・改善に関する体制が整備されている。	1-3-5	5	評価・改善に関する体制が整備されている。	H27自己点検評価に基づく評価	
4	学習成果	1	知識	1-4	知識の向上が図られている。	1-4	1	知識の向上が図られている。	H27自己点検評価に基づく評価	H27自己点検評価に基づく評価
		2	態度・能力の向上	1-4-2	態度・能力の向上が図られている。	1-4-2	2	態度・能力の向上が図られている。	H27自己点検評価に基づく評価	
		3	卒業生の社会貢献	1-4-3	卒業生の社会貢献が図られている。	1-4-3	3	卒業生の社会貢献が図られている。	H27自己点検評価に基づく評価	
5	学生支援	1	授業支援	1-5	授業支援に関する体制が整備されている。	1-5	1	授業支援に関する体制が整備されている。	H27自己点検評価に基づく評価	文科省および私立学校等評価研究機構等の自己点検評価項目に基づく自己点検評価について、評価項目およびそのエビデンスについて留意して客観的に評価を行う。 機関評価に相当・部分的に分野別に関連 各校ごとに独自のフォーマットで実施されている自己点検評価について、審査基準のフォーマットを統一し、自己評価のエビデンスを加工して、評価項目を整理していること。また、各校が実施している「質・量」の項目と「評価する点・改善を期待する点」について共通の評価項目を抽出し、共通評価の項目は別添「資料1」に基づいて実施する。
		2	中途退学への対応	1-5-2	中途退学への対応が図られている。	1-5-2	2	中途退学への対応が図られている。	H27自己点検評価に基づく評価	
		3	学生奨励	1-5-3	学生の奨励に関する体制が整備されている。	1-5-3	3	学生の奨励に関する体制が整備されている。	H27自己点検評価に基づく評価	
		4	学生生活	1-5-4	学生の生活に関する体制が整備されている。	1-5-4	4	学生の生活に関する体制が整備されている。	H27自己点検評価に基づく評価	
		5	職業志向の指導	1-5-5	職業志向の指導に関する体制が整備されている。	1-5-5	5	職業志向の指導に関する体制が整備されている。	H27自己点検評価に基づく評価	
6	教育環境	1	施設・設備	1-6	教育活動に必要となる施設・設備が整備されている。	1-6	1	教育活動に必要となる施設・設備が整備されている。	Ⅱ-1-1 報告で担保	H27自己点検評価に基づく評価
		2	学外実習	1-6-2	学外実習・インターンシップ・海外研修等の実施体制が整備されている。	1-6-2	2	学外実習・インターンシップ・海外研修等の実施体制が整備されている。	H27自己点検評価に基づく評価	
		3	防災・防災教育	1-6-3	防災に関する体制が整備されている。	1-6-3	3	防災に関する体制が整備されている。	H27自己点検評価に基づく評価	
7	学生の職業への関わり	1	学生職業実践	1-7	学生職業実践に関する体制が整備されている。	1-7	1	学生職業実践に関する体制が整備されている。	H27自己点検評価に基づく評価	H27自己点検評価に基づく評価
		2	入学準備	1-7-2	入学準備に関する体制が整備されている。	1-7-2	2	入学準備に関する体制が整備されている。	H27自己点検評価に基づく評価	
		3	学修	1-7-3	学修に関する体制が整備されている。	1-7-3	3	学修に関する体制が整備されている。	H27自己点検評価に基づく評価	
8	評価	1	評価基準	1-8	評価基準が明確化されている。	1-8	1	評価基準が明確化されている。	H27自己点検評価に基づく評価	H27自己点検評価に基づく評価
		2	評価・改善	1-8-2	評価・改善に関する体制が整備されている。	1-8-2	2	評価・改善に関する体制が整備されている。	H27自己点検評価に基づく評価	
		3	改善	1-8-3	改善に関する体制が整備されている。	1-8-3	3	改善に関する体制が整備されている。	H27自己点検評価に基づく評価	
		4	評価・改善の公開	1-8-4	評価・改善に関する体制が整備されている。	1-8-4	4	評価・改善に関する体制が整備されている。	H27自己点検評価に基づく評価	
9	進学者の確保	1	進学者の確保	1-9	進学者の確保に関する体制が整備されている。	1-9	1	進学者の確保に関する体制が整備されている。	Ⅱ-1-1 報告で担保	H27自己点検評価に基づく評価
		2	職業実践専門課程の認定要件	1-9-2	職業実践専門課程の認定要件が整備されている。	1-9-2	2	職業実践専門課程の認定要件が整備されている。	Ⅱ-1-1 報告で担保	
		3	専任・専任講師	1-9-3	専任・専任講師が確保されている。	1-9-3	3	専任・専任講師が確保されている。	H27自己点検評価に基づく評価	
		4	学校評価	1-9-4	学校評価に関する体制が整備されている。	1-9-4	4	学校評価に関する体制が整備されている。	Ⅱ-1-4 報告で担保	
		5	教育実践の公開	1-9-5	教育実践に関する体制が整備されている。	1-9-5	5	教育実践に関する体制が整備されている。	Ⅱ-1-5 報告で担保	
10	社会貢献・地域貢献	1	社会貢献・地域貢献	1-10	社会貢献・地域貢献に関する体制が整備されている。	1-10	1	社会貢献・地域貢献に関する体制が整備されている。	H27自己点検評価に基づく評価	H27自己点検評価に基づく評価
		2	ボランティア活動	1-10-2	ボランティア活動に関する体制が整備されている。	1-10-2	2	ボランティア活動に関する体制が整備されている。	H27自己点検評価に基づく評価	
11	国際交流・国際化	1	国際交流・国際化	1-11	国際交流・国際化に関する体制が整備されている。	1-11	1	国際交流・国際化に関する体制が整備されている。	H27自己点検評価に基づく評価	H27自己点検評価に基づく評価

②学修成果に関する評価項目						
a	資格取得率(検定含む)	○	○	○	○	○
b	就職率	○	○	○	○	○
c	進級率(単位認定含む)		○		○	○
d	退学率					○
e	卒業生の社会的評価	○	○	○		
f	その他の項目			○学習成果の把握に関して特色ある取組	○学修成果測定 ○学生自身による実践力修得の自覚 ○進路の妥当性 ○企業等からのフィードバック ○就職先の評価	○授業評価、学生からの意見聴取結果等 ○卒業後の進路状況、就職先 ○卒業生、就職先の関係者の意見
5 評価の方法						
①段階評価						
a	段階評価の有無	有	有	有	有	有
b	段階評価有の場合、段階数	3段階 ※今年度再検討予定	4段階	2段階	2段階	2段階
②評価の最終表現						
a	評価の表現方法	可・否・NA ※最終評価における取扱いとは検討中	「適合」「不適合」「オプザベーション」「コメント」「ストロングポイント」「不適合」「オプザベーション」となった項目については、是正内容を報告書に記述して提出する必要がある。	「特長として評価する点」と「更なる向上を期待する点」に関するコメントを記述する。	「基準を満たしている/満たしていない」と評価。コメントを記述する。最終表現は、今後検討予定	全体と基準ごとで「基準を満たしている/満たしていない」と評価。コメントを記述する。最終表現は、今後検討される点」を記述する。
6 評価体制と実施方法						
①評価のステップ (受審校1枚あたり。評価委員等の担当する業務に絞り、事務局の活動は省く。)						
a	書面調査(回数)	4回	1日間	1回	1回	1～2日
b	ヒアリング調査 (実施場所・回数等)	3回 (施設調査時に実施)	現地審査(2日間)	1回	1回 (施設調査時に実施)	1.5日 (1日目)調査チーム会議の 学校責任者との面談 調査チーム会議の 学生・修生との面談 (2日目)チーム会議の 学校責任者に調査結果説明
c	施設調査(日数)	事前1回+実地1日	代表者インタビュー エビデンス実証確認 講義・実習視察 講義・設備視察 現地審査結果取りまとめ		1日	
d	インタビュー調査 (実施場所・対象者)	なし				
f	評価書原案作成(回数)	6回	現地審査報告書の作成 第三者評価機関の審査 是正報告書の確認 改善活動の進捗の判断		1回	1～2日
g	上位機関の審査(回数)	1回		1回	なし	なし
h	不服申立機関の有無	有		有	有	有
特記事項						
○第三者評価機関はISO認 証機関のJANOTE						

7

6. 実地調査(訪問調査)と最終評価の流れ



8